

## VII 危機管理対策

- (1) 学校長は、日頃からいかなる不測の事態に対しても生徒職員の安全を守ることに努め、また生徒・職員が災害、疾病、犯罪等に対する十分な危機管理能力を備えるために、安全管理教育の徹底を図ること。
- (2) 学校長以下本校職員は、非常事態時の対応については説明責任を負う。また内容によっては守秘義務を徹底しなければならない。
- (3) 第一発見者または通報受信者が本校職員である場合には、管理者へ報告するとともに、管理者の指示に従い、関係職員へ周知を図る。ただし、生命に危険が及ぶ状況下で一刻の猶予も許されない事態には、人命救助を第一に優先し、自らの判断で、救急車や消防車の要請、または警察への通報を行い、その後に関係職員への報告と応援を求めること。

### (1) 防災対策

#### ① 防火及び消防対策

(ア) 自衛消防の本部は次のとおり

消防隊本部長：校長(自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う)
消防隊長：教頭(自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する)
消防副隊長：事務長(隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する)

(イ) 各班の任務は次のとおり

班	担当部署	責任者	任務内容
通報・連絡班	消防本部	教頭 事務長	①出火場所へ直行し、目視による発生状況の確認 ②自衛消防本部の設置 ③防機関への通報 ④校内への非常通報並びに指示命令の伝達 ⑤関係部署への連絡
指揮班	環境整備部	環境整備 責任職員	①隊長、副隊長の補佐 ②各版への指示の伝達並びに情報の収集 ④消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 ⑤その他指揮統制上必要な事項
消火班	各施設の 管理部署	各施設の管理 責任職員	①出火場所周辺の生徒・職員の安全確保 ②最寄りに設置されている消火器による消火活動
避難誘導班	教科担当	火災発生時の 授業担当教諭	①出火場所を回避した避難経路の指示・誘導 ②避難上障害となる物品等の除去 ③逃げ遅れ者の救助 ④避難先での生徒の安全確認
安全防護班	事務部	事務主任 用務員	①火災場所周辺の防火シャッター、防火戸等の閉鎖による延焼防止 ②非常用電源の確保とボイラー等の火気機器の運転停止
救護班	学校保健部	養護教諭	①応急救護所の設置 ②負傷者等への救急処置 ③外部救急隊への応援要請 ④消防本部への情報提供

(ウ) 消化器設置場所は次のとおり(各所1本設置)

No	棟	適用場所(保管場所)
1	管理棟 1階	給湯室
2		事務室
3		図書館前
4		保健室
5		美術準備室
6		環境科準備室
7		トレーニングルーム
8	管理棟 2階	放送室
9		音楽準備室
10		家庭科準備室
11		職員室
12		多目的教室
13	体育館 1階	アリーナ西
14		アリーナ東
15		舞台 左
16		舞台 右
17	体育館 2階	ギャラリー西
18		ギャラリー東
19		舞台上 左
20		舞台上 右
21	武道場	武道場
22	体育館外	ポンプ室
23	理科棟 1階	理科準備室
24		廊下北
25		廊下南

No	棟	適用場所(保管場所)
26	理科棟 2階	廊下 西
27		廊下 東
28	普通教室棟 1階	3年1組前廊下(職員室)
29		3年展開教室前(職員室)
30	普通教室棟 2階	2年1組前廊下(職員室)
31		2年展開教室前(職員室)
32	普通教室棟 3階	1年1組前廊下(職員室)
33		1年展開教室前(職員室)
34	サークル棟	部室 1階
35		部室 2階
36	変電所	変電所